

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に関する手数料表

申請区分	低炭素建築物の認定に係る認定手数料			建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合の手数料	認定申請手数料
	下表①部分				
一戸建ての住宅の認定手数料	一戸建て住宅	—	—	申請に係る床面積の合計	上記により算出した額の合計
建築物全体の認定手数料	—	住宅部分の面積の合計	非住宅部分の面積の合計		
複合建築物	住宅部分	—	住宅部分の面積の合計		
	非住宅部分	—	—	非住宅部分の面積の合計	

① 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び変更認定申請手数料

申請区分			認定申請手数料（円）				変更認定申請手数料（円）			
区分	申請単位		登録建築物調査機関等の適合証有の場合	市に直接申請			登録建築物調査機関等の適合証有の場合	市に直接申請		
				標準計算	仕様・計算併用	簡易評価※1		標準計算	仕様・計算併用	簡易評価※1
一戸建て住宅	200㎡未満	面積(㎡)	¥4,700	¥34,000	¥25,000	¥17,000	¥2,350	¥17,000	¥12,500	¥8,500
	200㎡以上			¥38,000	¥28,000	¥19,000		¥19,000	¥14,000	¥9,500
住宅部分	300㎡未満	面積(㎡)	¥9,400	¥69,000	¥51,000	¥33,000	¥4,700	¥34,500	¥25,500	¥16,500
	300㎡以上 2,000㎡未満		¥20,000	¥120,000	¥86,000	¥57,000	¥10,000	¥60,000	¥43,000	¥28,500
	2,000㎡以上 5,000㎡未満		¥45,000	¥200,000	¥150,000	¥100,000	¥22,500	¥100,000	¥75,000	¥50,000
	5,000㎡以上		¥81,000	¥280,000	¥220,000	¥160,000	¥40,500	¥140,000	¥110,000	¥80,000
非住宅部分	300㎡未満	面積(㎡)	¥9,400	¥230,000	/	¥87,000	¥4,700	¥115,000	/	¥43,500
	300㎡以上 1,000㎡未満		¥16,000	¥290,000	/	¥110,000	¥8,000	¥145,000	/	¥55,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		¥27,000	¥370,000	/	¥150,000	¥13,500	¥185,000	/	¥75,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満		¥80,000	¥530,000	/	¥240,000	¥40,000	¥265,000	/	¥120,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満		¥130,000	¥650,000	/	¥310,000	¥65,000	¥325,000	/	¥155,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満		¥160,000	¥770,000	/	¥370,000	¥80,000	¥385,000	/	¥185,000
	25,000㎡以上		¥200,000	¥870,000	/	¥440,000	¥100,000	¥435,000	/	¥220,000

※1・・・『住宅部分』：外皮性能及び一次エネルギー消費量を、共に仕様標準を用いて評価した場合に限りします。

『非住宅部分』：外皮性能及び一次エネルギー消費量を、共にモデル建物法を用いて評価した場合に限りします。

② 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合（手数料条例 別表第4の1の表1の項の規定により算出した額）

床面積※2	30㎡以下	30㎡超 100㎡以下	100㎡超 200㎡以下	200㎡超 300㎡以下	300㎡超 500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下	1,000㎡超 2,000㎡以下	2,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超 30,000㎡以下	30,000㎡超 50,000㎡以下	50,000㎡超
確認申請手数料	¥15,000	¥28,000	¥43,000	¥48,000	¥55,000	¥66,000	¥93,000	¥160,000	¥280,000	¥370,000	¥460,000	¥900,000

※2・・・ 建築物の計画の変更等に係る確認申請手数料は、それぞれ当該床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に該当する額とします。

ただし、建築物の計画の変更で床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積に該当する額とします。